

越 監 公 表 第 1 8 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和6年（2024年）10月に
定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり
公表する。

令和6年12月20日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

令和6年度(2024年度) 学校定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

教育委員会事務局学校教育部所管の財務に関する事務（主として令和6年度分）

小学校	越ヶ谷小学校 大沢小学校 桜井小学校 大沢北小学校 西方小学校 鷺後小学校 桜井南小学校
中学校	東中学校 南中学校 光陽中学校 大相模中学校
教育委員会事務局	学校管理課 学務課 給食課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 契約書等の不備・誤り	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
2 検査・検収漏れ	ア 検査、検収、立会いは厳正に行われているか。 イ 検査調書等検査記録は整備されているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 配分予算
- (2) 学校給食
- (3) 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
- (4) 日本スポーツ振興センター給付金
- (5) 切手類の管理
- (6) 備品等の管理

- (7) 図書管理
- (8) 施設等の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和6年(2024年)9月9日(月)から同年10月7日(月)まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、学校教育部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、または今後、速やかに所要の対応を図る旨の報告を受けている。今後、対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、教育委員会事務局と学校が十分に連携を図りながら、適正かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

【指導事項】

<支出事務>

(1) 学校給食

- ① 学校行事の実施に伴う給食中止に関する届出書の記入及び給食人員台帳の確認に不備のあったもの。(南中学校、大相模中学校)

<財産管理>

(1) 物品の管理

- ① 備品管理において、寄附を受けた物品の備品登録がされていなかったもの。(学校管理課)

(2) 公有財産の管理

- ① 消防用設備点検の不良箇所に対する措置が取られていなかったもの。(学校管理課)